

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬、通勤手当および旅費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事および監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬については、別表第1に定める額とする
 - (2) 会長以外の理事(常務理事が事務局長その他事務局職員を兼ねる場合は、常務理事を除く。次項において同じ。)が理事会に出席したときは、別表第2に定める額とする
 - (3) 監事については、次の各号の区分に従い、支払うものとする
 - ア 理事会または評議員会に出席したとき 別表第2に定める額
 - イ 監査業務に従事したとき 別表第3に定める額
- 2 会長以外の理事が、理事会への出席を除くその他業務に従事したときは、別表第2に定める額とする。

(通勤手当)

第3条の2 会長に本会職員の例により通勤手当を支給する。

(旅費)

第4条 役員が理事会、評議員会および監事監査を除くその他業務に従事した場合において、市外への旅行が伴うときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。
 - 3 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、本会給与規程第23条第2項に準じる日とする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支

給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会会長報酬規程は、廃止する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年11月26日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

別表第1 (第3条第1項第1号関係)

報酬の額
月額 200,000円

別表第2 (第3条第1項第2号、同条同項第3号ア、同条第2項関係)

報酬の額
1日につき3,000円

別表第3 (第3条第1項第3号イ関係)

報酬の額
1日につき5,400円